資料４

令和９年度地域包括支援センターの
設置等に係る方針（案）

令和８年１０月

高齢福祉課

目 次

令和9年度地域包括支援センターの設置等に係る方針（案）
1 地域包括支援センターの体制・・1
2 地域型地域包括支援センターの人員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）配置職員・・・3
（２）包括的支援事業の実施に必要な人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員・・・4
3 地域包括支援センターの運営・・・4
（１）継続受託の意向確認・・4
（２）委託先法人の選定・・・4
（３）委託契約・・・5

【参考資料】
・山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例

・山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例施行規則

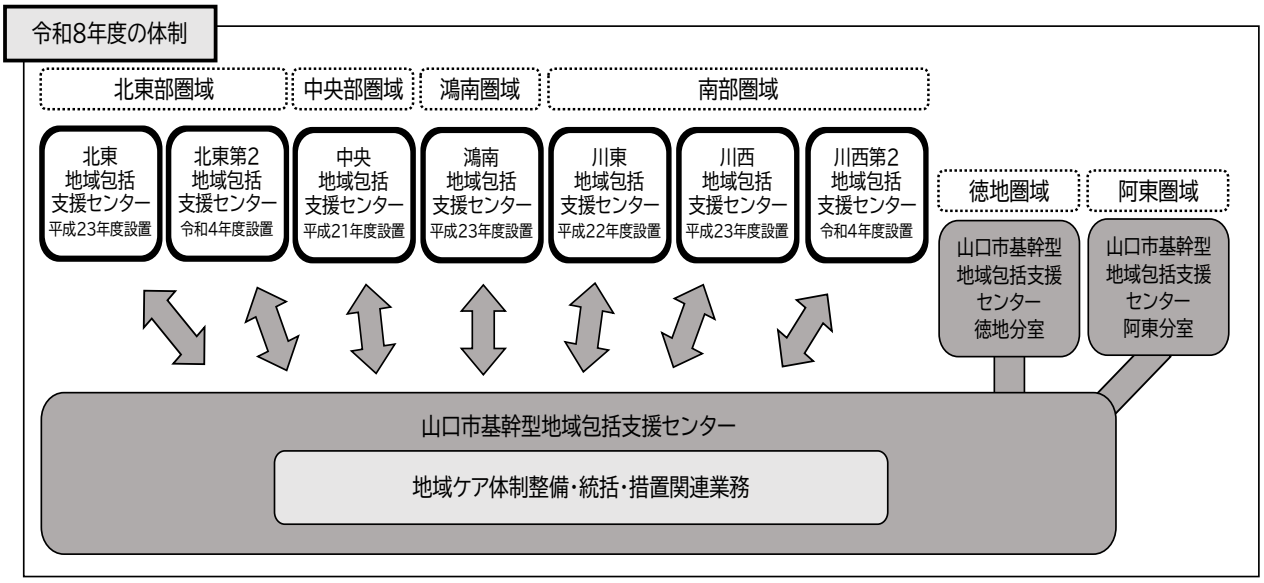
令和9年度地域包括支援センターの設置等に係る方針（案）

1　地域包括支援センターの体制

現在の山口市の地域包括支援センター体制は、日常生活圏域を活動基盤とした民間委託の「地域型地域包括支援センター」と統括機能を持つ市直営の「基幹型地域包括支援センター」の2層構造により8センター2分室体制で事業を実施している。

基幹型地域包括支援センターは、地域型地域包括支援センターの円滑かつ効果的な事業展開に向けた支援体制の構築、及び公正・中立な運用に向けた指導体制等の統括的な役割を担っており、併せて基幹型地域包括支援センター徳地分室及び阿東分室は、地域型の役割も担っている。

令和9年度においても引き続き8センター2分室体制とする。



2 地域型地域包括支援センターの人員配置

令和9年度の地域型地域包括支援センターは、令和8年度と同じ7センターとし、包括的支援事業の実施に必要な人員を次のとおりとする。

センター名	担当地区	高齢者人口	包括的支援事業の職員数		配置専門職(R8)
			R9	R8	
中央地域包括支援センター	大殿・白石・湯田	8,792 人	5 名	5 名	保健師 2 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 2
北東地域包括支援センター	小鯖・大内	7,913 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1
北東第2地域包括支援センター	仁保・宮野	5,479 人	3名	3名	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 1
鴻南地域包括支援センター	吉敷・平川・大歳	10,856 人	6 名	6 名	保健師 1 社会福祉士 3 主任介護支援専門員2
川西地域包括支援センター	小郡	6,472 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士1 主任介護支援専門員2
川西第2地域包括支援センター	嘉川・佐山・阿知須	6,204 人	4名	4名	保健師1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1
川東地域包括支援センター	陶・鋳銭司・名田島・秋穂二島・秋穂	6,028 人	4名	4名	保健師1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1

※ 高齢者人口は、令和8年9月 1 日現在の住民基本台帳による

（1） 配置職員

ア 原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置するものとする。ただし、3職種の確保が困難である等の事情により、やむを得ずこの人員を確保できない場合には、これらに準ずる者として、次の者を配置することができる。

・ 保健師に準ずる者として、高齢者に関する公衆衛生業務経験が1年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

・ 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者。

・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年4月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

イ 各専門職種は専任とし、他の業務を兼務してはならない。
ただし、各専門職種を複数配置する場合で、センター業務に支障がないと市が判断する場合は、この限りではない。

（2） 包括的支援事業の実施に必要な人員

ア 地域型センターにおける包括的支援事業の実施に必要な人員は、設置圏域の高齢者人口がおおむね3，000人以上6，000人未満ごとに常勤の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）各1名を配置することとする。ただし、高齢者人口が、6，000人を超えた場合に1名増員することとし、以降2，000人を超えるごとに1名増員することとする。

イ 原則、専任とするが、包括的支援事業の実施に必要な人員を確保したうえで、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業を兼務することができる。なお、止むを得ない場合を除き包括的支援事業の人員1人当たりのケアプラン作成件数は5件/月までとする。

ウ　職員の配置にあたっては、適切かつ効果的な業務の履行のため、経験や能力を考慮することとする。

なお、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準が改められ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や、複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置を行うことが可能となったが、地域の実情を鑑み、地域包括支援センターの配置職員の委託要件等は従来どおりとする。但し、今後人材確保が困難な状況が発生した場合は、事前に本運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り、条例に基づき職員の配置を行う。

（3） 指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員

ア　地域型センターにおける指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業の業務に従事する職員の員数は、設置圏域におけるケアプラン作成件数から包括的支援事業職員の作成したケアプラン件数（包括職員×5件/月）を引いた件数を、介護支援専門員1人当たりのケアプラン作成件数（55件/月）で除した数とする。

イ　指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員は、原則専任とするが、包括的支援事業を兼務することも可とする。

3 地域包括支援センターの運営

令和9年度においても引き続き、地域型地域包括支援センターを委託により運営するものとする。委託の流れは以下のとおりとする。

（1）継続受託の意向確認

高齢者への継続的支援のため、現在委託している地域包括支援センター設置法人に継続受託の意向確認を行う。

（2）委託先法人の選定

継続受託の意向がある設置法人の令和7年度地域包括支援センターの事業評価結果が良好であり、地域において委託先法人としてセンター機能を十分発揮されると認められる場合は、次年度においても引き続き委託先法人として選定する。

引き続き委託先法人として選定できない場合は、すみやかに募集要項を提示し、新たに受託法人の募集、選考を行う。

（3）委託契約

委託期間は1年間とし、単年度ごとに委託契約を締結する。ただし、契約期間中に受託法人が、介護保険法等に定められた事項を遵守しない場合等は、本運営協議会に諮ったうえで、契約を解除する場合がある。その場合、すみやかに募集要項を提示し、受託法人の募集、選考を行い、業務が円滑かつ支障なく実施できるよう、引き継ぎ等を行う。

○山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例

平成２６年１２月１８日

条例第３８号

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、山口市の地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　地域包括支援センターは、次条に規定する職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

（職員に係る基準及び職員の員数）

第３条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号

イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第３項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

（１）　保健師その他これに準ずる者　１人

（２）　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

（３）　主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下「修了日」という。）から起算して５年を経過した者にあっては、修了日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。

この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

３　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね６，０００人以上の場合の人員配置基準は、前条に規定する基本方針を踏まえて、規則で定める。

４　第１項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該特定の生活圏域に設置する一の地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

（運営）

第４条　地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１７日条例第２０号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月１５日条例第１９号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　平成２６年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成２６年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（主任介護支援専門員更新研修（同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）であって、この条例による改正後の山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第１項第３号の規定により、修了日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第３条第１項第３号の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日（平成２４年度から平成２６年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成３２年３月３１日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

３　前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第３条第１項第３号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専

門員更新研修を修了した日とする。

４　前項の規定は、平成２６年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第３条第１項第３号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

５　前３項の規定にかかわらず、平成２６年度以前修了者が、平成２９年３月３１日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

６　山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成２８年山口市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和６年１０月１０日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね１，０００人未満	第３条第１項各号に掲げる者のうちから１人又は２人

おおむね１，０００人以上２，０００人未満	第３条第１項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね２，０００人以上３，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の第３条第１項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

○山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例施行規則

平成２７年３月３１日

規則第２１号

（趣旨）

第１条　この規則は、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例（平成２６年山口市条例第３８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）及び条例の例による。

（職員に係る基準）

第３条　条例第３条第１項各号に掲げる保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者とは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　保健師に準ずる者　高齢者に関する公衆衛生業務経験が１年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）

（２）　社会福祉士に準ずる者　福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者

（３）　主任介護支援専門員に準ずる者　次のいずれかに該当する

者

ア　ケアマネジメントリーダー養成研修（介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成１８年６月１５日付け老発第０６１５００１号厚生労働省老健局長通知)による廃止前のケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について(平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修をいう。）を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者

イ　地域包括支援センター（以下「センター」という。）が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算５年以上である者

第４条　条例第３条第３項の規則で定めるセンターの人員配置基準は、次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね６，０００人以上８，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから１人
おおむね８，０００人以上１	専らその職務に従事する常勤の条例第

０，０００人未満	３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから２人
おおむね１０，０００人以上１２，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから３人
おおむね１２，０００人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから４人

第５条　条例第３条第２項の規定による複数のセンターが担当する区域を一の区域とした場合の当該複数のセンターにおける人員配置基準は、次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね１２，０００人未満	前条の表に定める各区分に応じた基準による
おおむね１２，０００人以上１４，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから４人
おおむね１４，０００人以上１６，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから５人
おおむね１６，０００人以上１８，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び

	同項各号に掲げる者のうちから６人
おおむね１８，０００人以上２０，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから７人
おおむね２０，０００人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第３条第１項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから８人

備考　当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、条例第３条第１項各号に掲げる者のうちから２人とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の表により求めた員数が、当該複数のセンターの数に２を乗じて得た数（以下「最低必要員数」という。）に満たない場合の員数は、最低必要員数とする。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年２月２５日規則第５号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月１０日規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行する。